

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第87号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、岩手県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が中小企業者等に対し信用保証協会法第20条第1項第1号に規定する債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する当該中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間において締結した契約であつて、保証協会が保証債務を履行したときに生じた損失の一部を県が補償することを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「特別措置法」という。）第2条第24項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (3) 特別措置法第42条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定及び助言に従い特別措置法第41条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受

けて策定された事業の再生に関する計画

(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が特別措置法第47条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(5) 株式会社企業再生支援機構が株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定により支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

(6) 私的整理に関するガイドラインとして知事が認めるものに基づき策定された再建に関する計画

(7) 岩手県産業復興相談センターの支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

（県議会への報告）

第4条 知事は、前条の規定により求償権の放棄等を承認したときは、その旨を県議会に報告しなければならない。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。